



WAIS - IVの概要と結果の解釈

日本版WAIS-IV

適用範囲 16歳0カ月 ~ 90歳11カ月

実施時間 60分 ~ 90分

医科診療報酬点数 450点 (根拠 D283-3)

発行年 2018年



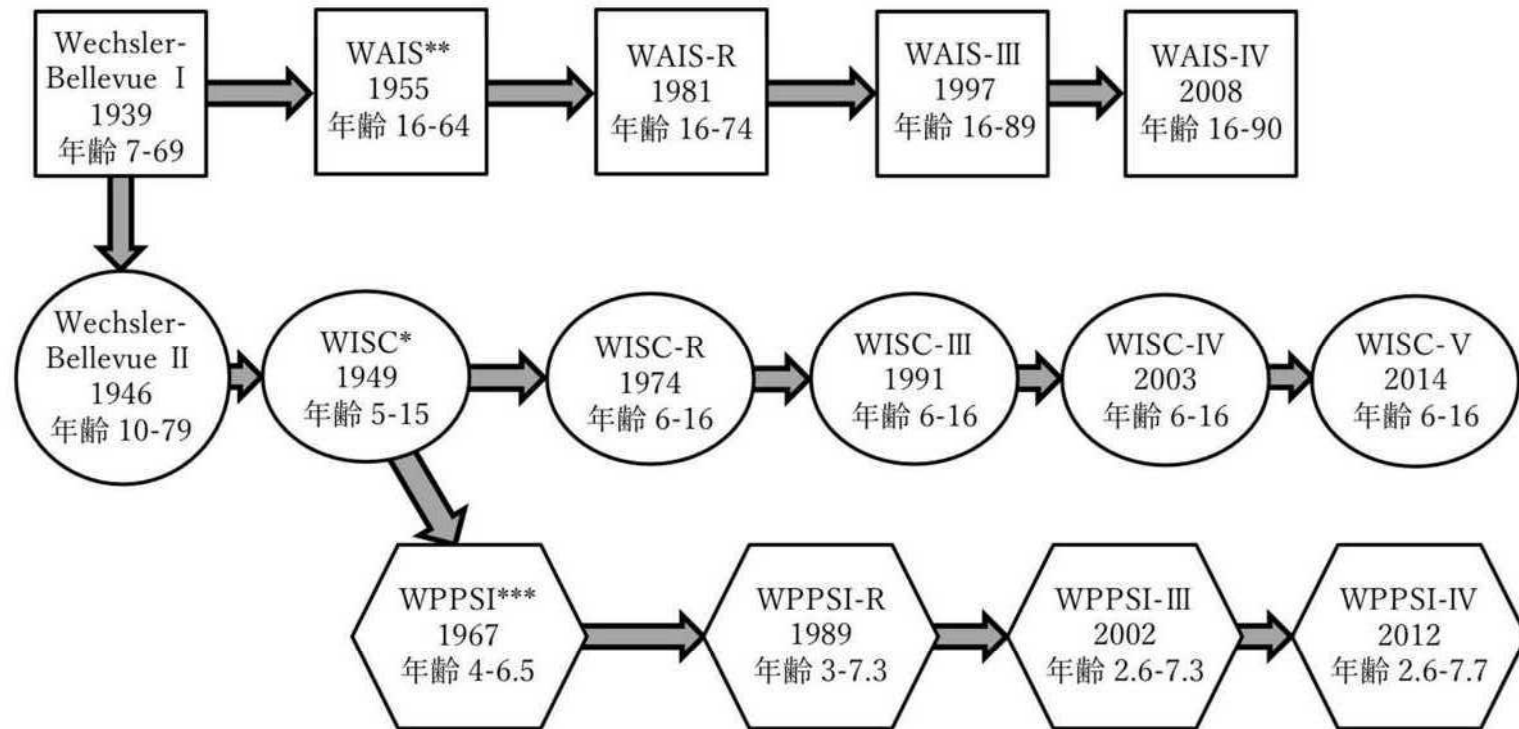


David Wechsler (1896 - 1981年)

アメリカの心理学者。医療、福祉、教育などの広い分野で活用されている知能検査の開発者として知られている。

「知能は目的を持って行動し、合理的に考え、効率的に環境と接する個人の総合的能力」

- WPPSI 就学前の子供が対象の知能検査
- WISC 児童対象の知能検査
- WAIS 成人を対象とした知能検査（16歳以上）



※*WISC：ウェクスラー児童用知能検査、**WAIS：ウェクスラー成人用知能検査、***WPPSI：ウェクスラー幼児用知能検査。



全般的な知的能力(FSIQ)

5つの
合成得点

言語理解指標
(VCI)

知覚推移指標
(PRI)

ワーキング
メモリー指標
(WMI)

処理速度指標
(PSI)

10種の
基本下位
検査

類似
単語
知識

積木模様
行列整理
パズル

数唱
算数

符号
記号探し

5種の
補助下位
検査

理解

バランス
(16~69歳のみ)絵
の完成

語音整列
(16~69歳のみ)

絵の抹消
(16~69歳のみ)

WAIS-IV検査の結果で分かるこ



- ・ WAIS-IVの結果のみから、たとえば発達障害の有無などは判断できない（発達障害の弁別を目的とした検査ではない）
- ・ 検査結果、行動観察、生育歴、性格特性、社会適応などから総合的に解釈することが必要となる
- ・ 得意なところや苦手なところがわかる
- ・ 生活や仕事の上で生きやすくなるためのヒントがわかる

全検査IQ (FSIQ)

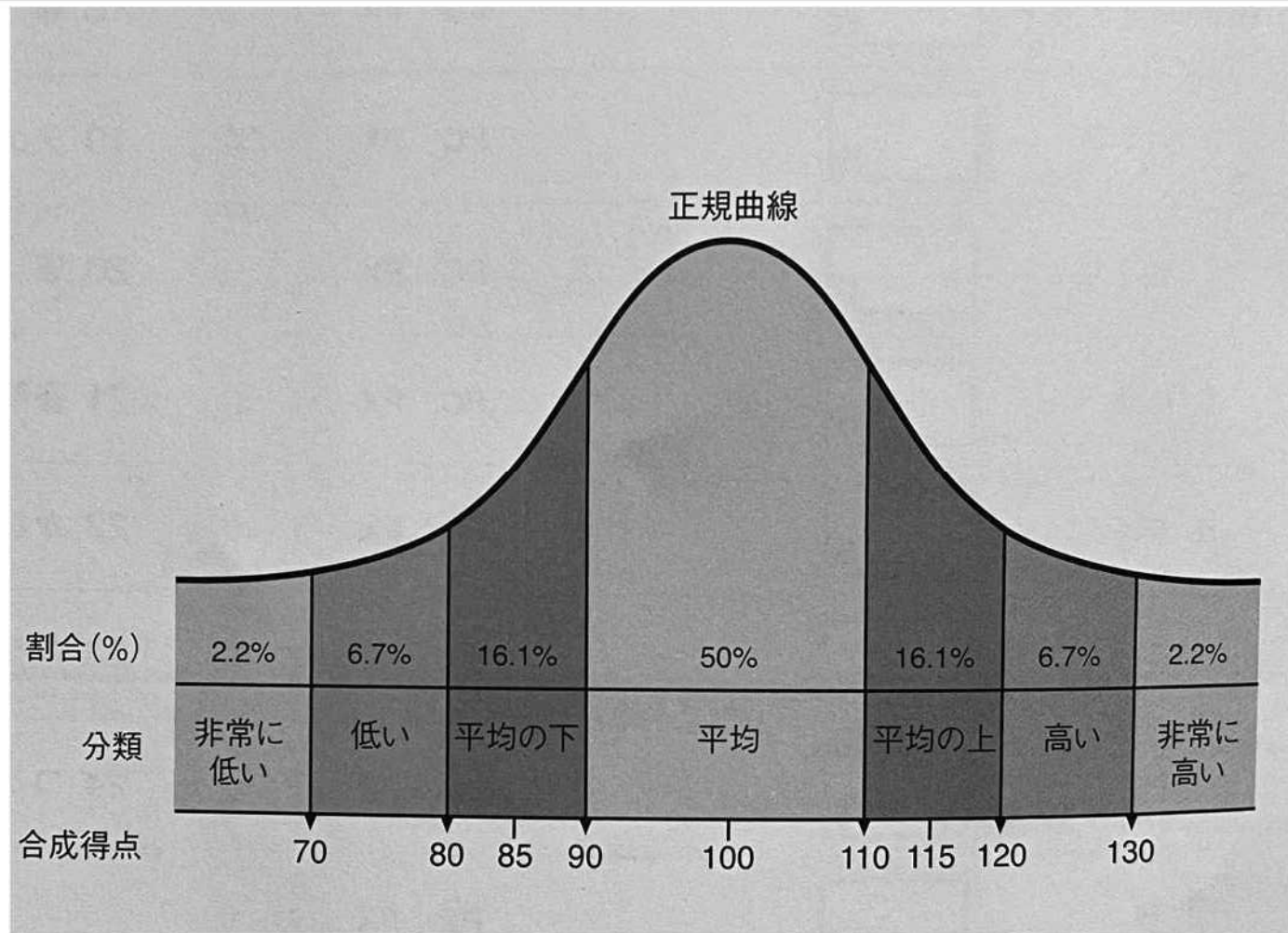




表 4-1 WAIS-IV の指標得点の解釈

指標得点名 (略記号)	下位検査	解 釈
言語理解 (VCI)	類似	①言語概念形成 (結晶性能力)
	単語	②言語による推理力・思考力 (流動性能力)
	知識	③習得知識 (結晶性能力)
知覚推理 (PRI)	積木模様	①空間認知、視覚-運動協応
	行列推理 パズル	②非言語による推理力・思考力 (流動性能力)
ワーキングメモリー (WMI)	数唱	①聴覚的ワーキングメモリー (作業中の一時的記憶保持)
	算数	②注意、集中 ③数処理能力 (数概念、計算技能)
処理速度 (PSI)	記号探し 符号	①速く正確に作業を遂行する力 (処理速度)
		②単調な課題における注意の持続、動機づけの持続
		③筆記技能、視覚-運動協応、視覚的短期記憶

言語理解指標（VCI）



- 類似、単語、知識、（理解）
- 言語的な理解力や表現力
- 結晶性知能（これまでの経験や学習）
- 言語理解が高い：言葉で理解したり、説明することが得意で、学校で習うような知識がよく身につけている。社会的なルールを捉えることが得意（理解）
- 必ずしも「コミュニケーションが得意」ということとはならない
- 言語理解が低い：口頭での指示や説明が理解しにくい。言葉の意味を正確に捉えられないため、齟齬が生じやすい→メモやイラスト、マニュアルなどで補助

知覚推理指標（PRI）

- 積木模様、行列推理、パズル、（バランス、絵の完成）
- 見た情報を統合的・論理的に扱う能力、空間視覚
- 流動性知能（新しい情報や課題に対処する能力）
- 知覚推理が高い：目で見えて得た情報を整理したり、推論することが得意。論理的、統合的に考えることに秀でている。場の状況や見通しなどを捉えるのが得意
- 知覚推理が低い：全体像を捉えることや図や地図を理解すること、見通しを持つことなどが苦手→言葉で目的や手順を整理する。リスト化するなどの工夫。

ワーキングメモリー指標（WMI）

- ・ 数唱（順唱、逆唱、数整列）、算数、（語音整列）
- ・ 耳で聞いた情報を一時的に保持しながら、物事进行处理する能力
- ・ 注意力や記憶力と関連（ 7 ± 2 ）
- ・ ワーキングメモリーが高い：暗算など、聞いた情報を頭の中で整理して考えることが得意。集中力がある。
- ・ ワーキングメモリーが低い：耳からの情報を覚えたり、操作することや、多くの（複数の）情報を処理するのが苦手→指示は小出しに、メールなどを使う、メモを取る

処理速度指標（PSI）

- 符号、記号探し、（絵の抹消）
- 単純な作業を手際良く正確に行う能力、視覚情報の素早い処理
- 実行機能との関連（処理速度≠実行機能だが、実行機能に影響を与える可能性がある）
- 処理速度が高い：単純な（機械的な）作業を手際良く行うことができる。細かい作業を器用にこなす。
- 処理速度が低い：単純作業に手間取り、ケアレスミスが多い。書字が苦手→時間と作業量にゆとりを。

GAIとCPI

- GAI (General Ability INdex) : 一般知的能力指標
 - 一般知能に近い
 - FSIQの代わりに用いられることがある
 - 言語理解と知覚推理指標から測定
- CPI (Cognitive Proficiency Index) : 認知的習熟度指標
 - 自動化され、情報を流暢に処理する能力
 - 学力の基礎能力
 - ワーキングメモリーと処理速度から測定
 - 集団生活への適応に影響

支援現場での活かし方—留意点—

- ・ WAIS-IVなどの心理検査の結果は、医学的診断に直接繋がるものではない
- ・ フィードバックの際には心理的影響に配慮する
- ・ 妥当性の低い解釈やフィードバックは支援の妨げになるし、被験者を混乱させる
- ・ ウェクスラー法は、投影法などの心理検査と比べて、より構造化の強い心理検査である（生活や仕事における被験者の困難が表れにくいこともある）
- ・ ウェクスラー法では「測定できない」能力もたくさんある

支援現場での活かし方—被験者の理解—

- ・ 検査結果から、被験者の支援ニーズを見出す。
- ・ 数値の意味を検討する。たとえば、「平均の下」と位置付けるだけでなく、知的能力を低下させている要因を検討する（素因なのか環境因なのか、情緒の問題なのか）。
- ・ 結果の数値が、被験者の生活や対人関係に及ぼす影響を検討する。被験者が置かれている環境から要求される能力との乖離は？
- ・ 個人内差（ディスクレパンシー）の意味を検討する。
- ・ 被験者の主訴（困りごと）の解決に向けた活用。困りごとの成り立ちと内的資質を理解する。

支援現場での活かし方—フィードバック—

- ・ 被験者の希望や目標とつながるような伝え方を心がける。
- ・ 被験者の困りごと（問題や症状など）の解決に役に立つようなフィードバック。困りごとの理解と見通し、実行可能な対処法の提示。
- ・ 解釈は押しつけない。被験者の意見も聴きながら、共同的に仮説や理解を作っていく。

その他の検査・評価尺度



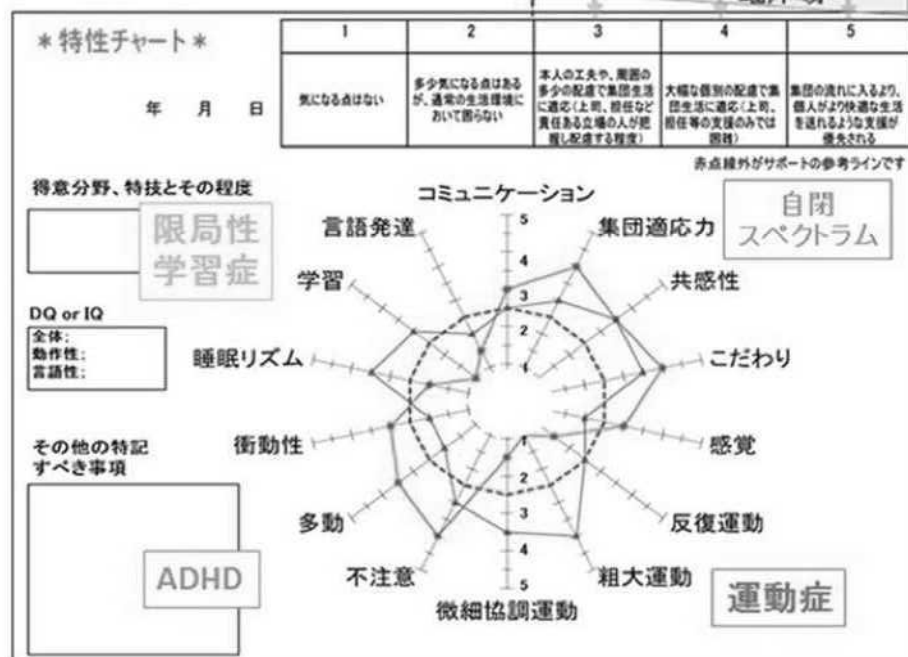
- MSPA
- ADOS-2
- Vineland- II 適応行動尺度
- 自閉症スペクトラム指数 (AQ-J)
- A-ADHD
- レイ複雑図形 などなど

「発達障害の要支援度評価尺度」

【概要】

多彩な症候を呈し、個人差も大きい発達障害者の要支援度を特性別に9段階評価し、図示

DSM5における重症度分類に対応
level1 level2 level3



【既存の評価法との比較】

- ・主として診断目的の既存の評価法は、診断妥当性を重視。
- ・当該スケールは支援目的のため、包括的多軸評価で、生活現場でのニーズに直結。

【有効性】

- 以下の効果が期待され、総合的にソフト面強化による経済効果がうまれる。
- ・支援基準の公平化
 - ・支援の迅速化(多職種・地域との共通言語)
 - ・待機期間の緩和
 - ・人材育成(発達障害の理解の促進)
 - ・社会問題の緩和(少子化、いじめ、ひきこもり、就労問題など)
 - ・2次障害の予防(うつ、神経症など)
 - ・偏見の緩和(「障害」とは記載せず、特性で説明)

【診療報酬上の取扱い】

- ・450点(発達障害の多面的包括的評価のため、専門的知識を要する)
- ・医師の依頼の元、心理士等の専門スタッフが施行することも可

【方法】

- ・面談(発達・生活歴聴取:本人または養育者、ただし本人との面談は基本的に必須)

厚生労働省 令和3年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業
「罪を犯した障害者・高齢者等の地域生活における支援ネットワークの強化と支援の効率化に向けた、
多機関連携による伴走的な支援体制の構築に関する調査研究事業」

「地域別ブロック研修 中国・四国ブロック資料」

令和3年度全国地域生活定着支援センター協議会
中国四国ブロック専門研修会 開催要綱

1. 開催趣旨

平成21年度から「地域生活定着支援(促進)事業」が制度化され、罪を犯した高齢・障がい者の社会復帰支援が地域生活定着支援センターで行われるようになりました。事業開始から現在まで、障がい者施策、高齢者施策、困窮者支援施策など、厚生労働省関連施策も目まぐるしく変化しているところです。一方、法務省関連においても「再犯防止推進法」という法律が施行され、各自治体などで「再犯防止推進計画」が策定されております。罪に問われた高齢・障がい者への支援も始まり、今後、ますます多職種、多機関との連携が重要なものとなってくると考えられます。

本年度は「各地域の実情に即したフォローアップ業務の在り方と、多職種連携による地域生活支援の強化」をテーマに対象者が地域の中でその人らしく生活していくため、関係機関の多職種連携や支援者の支援技術の向上を目的に本研修会を開催することとなりました。

センター及び関係機関を対象とした本研修会が、支援の輪を広げ、事業の円滑な遂行に役立つことを期待し、関係機関・団体・事業所等の皆様の積極的なご参加をお願い申し上げます。

2. 主催 一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会

3. 日時 令和3年11月26日(金) 10:00～16:30

4. 会場 香川県庁中館 12階会議室
(高松市番町4丁目1-10)

5. 定員 オンライン参加：500名(「Zoom ウェビナー」を使用)
会場参加：50名まで
※会場参加が応募多数の場合は先着順とさせていただきます。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、申込状況によっては、参加人数を調整させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

6. 参加対象 定着支援センター職員、福祉関係者、保健医療関係者、司法関係機関、矯正関係、行政関係、その他関心のある方

7. 参加費 参加費は無料です。

8. 参加申込み 「参加申込書」に必要事項をご記入のうえ、令和3年11月8日(月)までにメールもしくはFAXにてお申込みください。
後日、申し込みメールアドレスにID、パスワードを送信します。

9. 宿泊について 宿泊をご予定される方は、参加の皆様、各自でお手配くださいますようお願いいたします。

10. 日程及び内容

11月26日(金)

会場：香川県庁 12 階会議室

時 間	プログラム	内 容
9:30～10:00	受 付	
10:00～10:05	開会	
10:05～10:10	開会挨拶	香川県障害福祉課課長 山下 卓志氏
10:10～10:20	会長挨拶	全国地域生活定着支援センター協議会 会長 高原 伸幸 氏
10:20～11:50 (90分)	基調報告・ 講演	『罪を犯した人たちとの“出会い”から地域共生社会を考える』 伊豆丸 剛史 氏 (厚生労働省 社会・援護局 総務課 矯正施設退所者地域支援対 策官)
11:50～12:00	アナウンス	
12:00～13:00		休 憩 (60分)
13:00～14:30 (90分)	特別講演	『保護観察所とは？ 役割・業務について』(案) 講師：高松保護観察所 次長 石田 清文 氏
14:30～14:40		休 憩(10分)
14:40～16:20 (100分)	特別講演	『刑事司法の流れと福祉との連携』(案) 講師：弁護士 田中 拓 氏 (ひらく法律事務所)
16:20～16:30	閉会挨拶	社会福祉法人竜雲学園理事長 田代 健

11. 問い合わせ先

社会福祉法人 竜雲学園
香川県地域生活定着支援センター (福家・高木)
〒760-0068 香川県高松市松島町1丁目17-28
TEL：087-813-2250 FAX：087-889-0797
E-mail：teicyaku@ryuungakuen.or.jp

<備考>

- ・本研修は「Zoom ウェビナー」を使用します。
- ・スムーズに参加するために、使用する予定のデバイスにあらかじめ、Zoom のアプリをインストール、ダウンロードしてください。

令和3年度全国地域生活定着支援センター協議会
中国四国ブロック専門研修会

日 時 令和3年11月26日（金） 10:00～16:30

日程及び内容

会場：香川県庁 12 階会議室

時 間	プログラム	内 容
9:30～10:00	受 付	
10:00～10:05	開会	
10:05～10:10	開会挨拶	香川県障害福祉課課長 山下 卓志氏
10:10～10:20	会長挨拶	全国地域生活定着支援センター協議会 会長 高原 伸幸 氏
10:20～11:50 (90分)	基調報告・ 講演	『罪を犯した人たちとの“出会い”から地域共生社会を考える』 伊豆丸 剛史 氏 (厚生労働省 社会・援護局 総務課 矯正施設退所者地域支援対 策官)
11:50～12:00	アナウンス	
12:00～13:00		休 憩 (60分)
13:00～14:30 (90分)	特別講演	『保護観察所とは？ 役割・業務について』(案) 講師：高松保護観察所 次長 石田 清文 氏
14:30～14:40		休 憩 (10分)
14:40～16:20 (100分)	特別講演	『刑事司法の流れと福祉との連携』(案) 講師：弁護士 田中 拓 氏 (ひらく法律事務所)
16:20～16:30	閉会挨拶	社会福祉法人竜雲学園理事長 田代 健

・令和3年度中国四国ブロック専門研修会 参加申込書

県 名： _____ 県 _____

事業所名： _____

担当者： _____

連絡先（電話番号） _____

メールアドレス： _____

※参加される欄に○をつけてください。

職 名	氏 名	研修1日 (11/26)	半日参加	備 考 (会場参加の場合こちら にお書きください)
			AM・PM	
			AM・PM	
			AM・PM	
			AM・PM	

(連絡事項等がございましたら、ご記入ください)

必要事項をご記入のうえ、**令和3年11月8日(月)まで**に、下記あてメールもしくはFAXでお申し込みください。後日、メールアドレスにID等通知させていただきます。

*会場参加が多い場合は先着順とさせていただきます。(会場参加できなくなる可能性もあります)

*個人情報の取り扱いについて

本申込書に記入された内容については、本事業の目的以外には使用致しません。

(問い合わせ先)

社会福祉法人 竜雲学園

香川県地域生活定着支援センター（福家・高木）

〒760-0068 高松市松島町1丁目17-28

TEL：087-813-2250 FAX：087-889-0797

E-mail：teicyaku@ryuungakuen.or.jp

令和3年度社会福祉推進事業
全国地域生活定着支援センター協議会
中国四国ブロック専門研修会



罪を犯した人たちとの“出会い”から 地域共生社会を考える

－ 地域生活定着支援センターの実践から －

厚生労働省 社会・援護局総務課
矯正施設退所者地域支援対策官 伊豆丸 剛史

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

「地域共生社会」の実現に向けて

高齢化の中で人口減少が進行している日本では、

福祉ニーズも多様化・複雑化しています。

人口減による担い手の不足や、

血縁、地縁、社縁といったつながりが弱まっている現状を踏まえ、

人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える

新たなアプローチが求められています。

厚生労働省HP 地域共生社会のポータルサイト

人と人とのつながりそのものがセーフティーネット

地域共生社会の実現に向けて

- 【知ること】 - 生きづらさ -
- 【つながること】 - セーフティネット -
- 【つながること】 - 官民協働・持続可能性 -
- 【出会うこと】 - 被疑者等支援業務 -
- 【芽吹かせること】 - たまご世代 -

【知ること】 “生きづらさ” は見えない

なぜか？

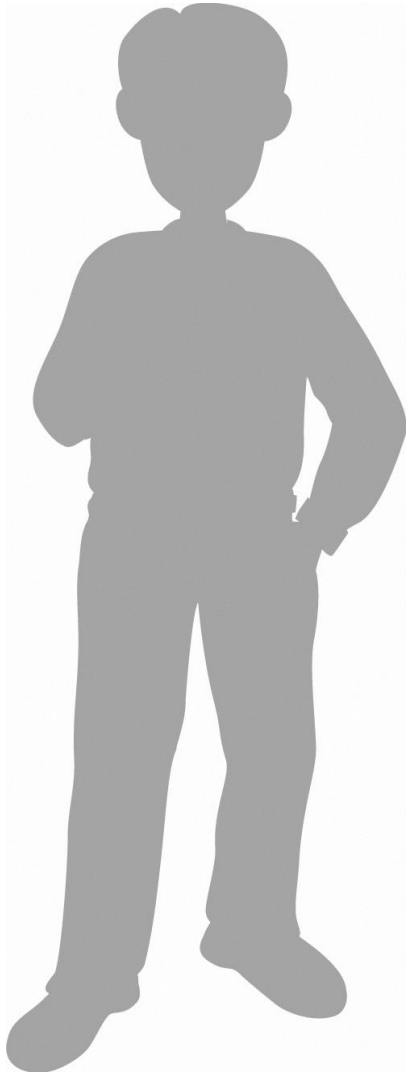
それは

私たちの“想像”の外側に

“生きづらさ”があるから

心を揺るがした“出会い”

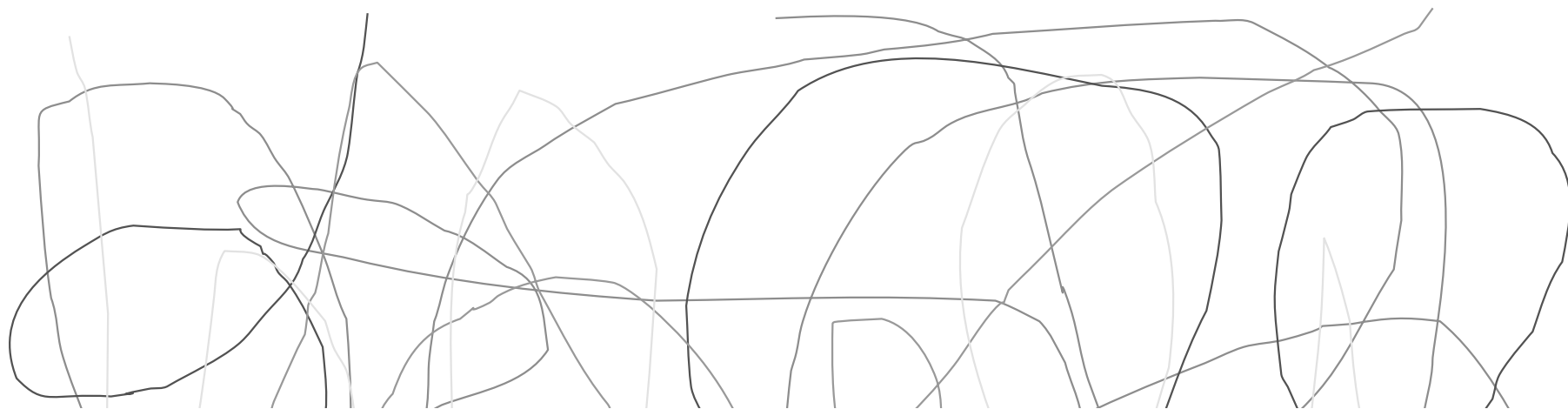
心を揺るがした“出会い” – A氏 被告人（知的障害者） –



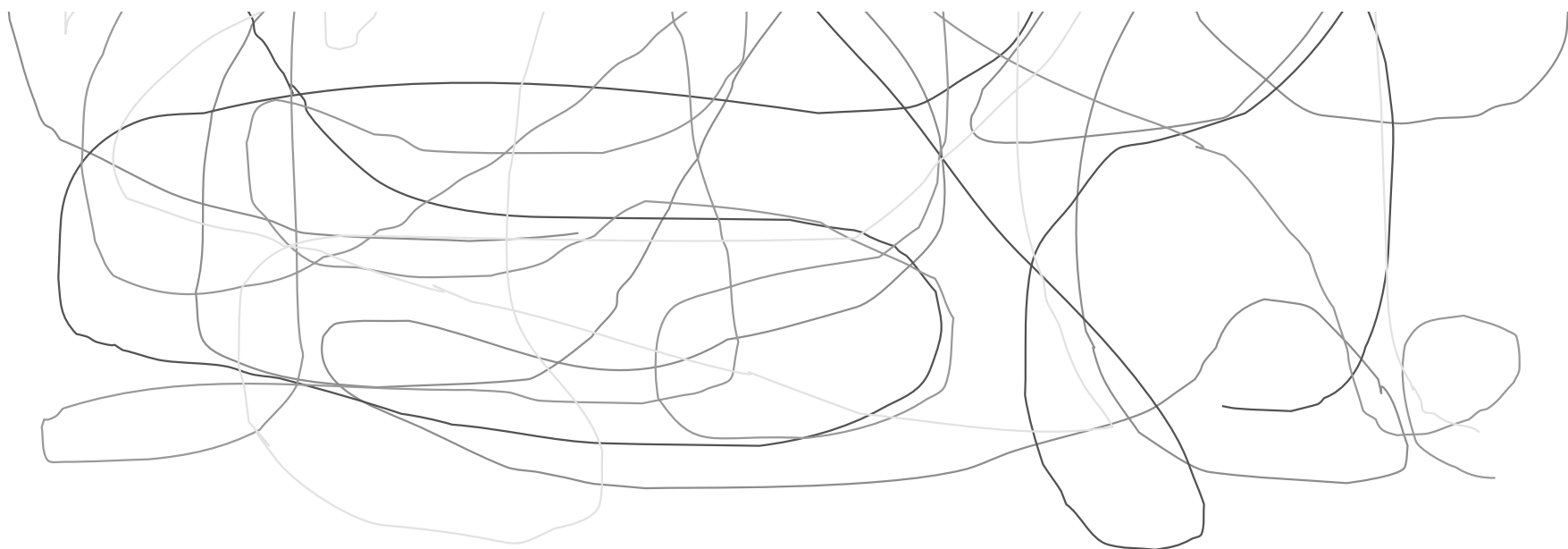
- 主な罪名：住居侵入・窃盗
- 受刑歴：回
(前科前歴：犯回)

A氏（40代 / 男性 / 療育手帳B1）

【つながること】 コウイチさんとの11年



人と人とのつながりそのものがセーフティーネット



【つながること】

官民協働－持続可能性のある支え－

例)

1. 障害者総合支援法に基づく協議会（自立支援協議会）
2. 重層的支援体制整備事業
3. 居住支援法人、居住支援協議会（出典：国土交通省資料による）
4. 地方再犯防止推進計画 等

『自立支援協議会』

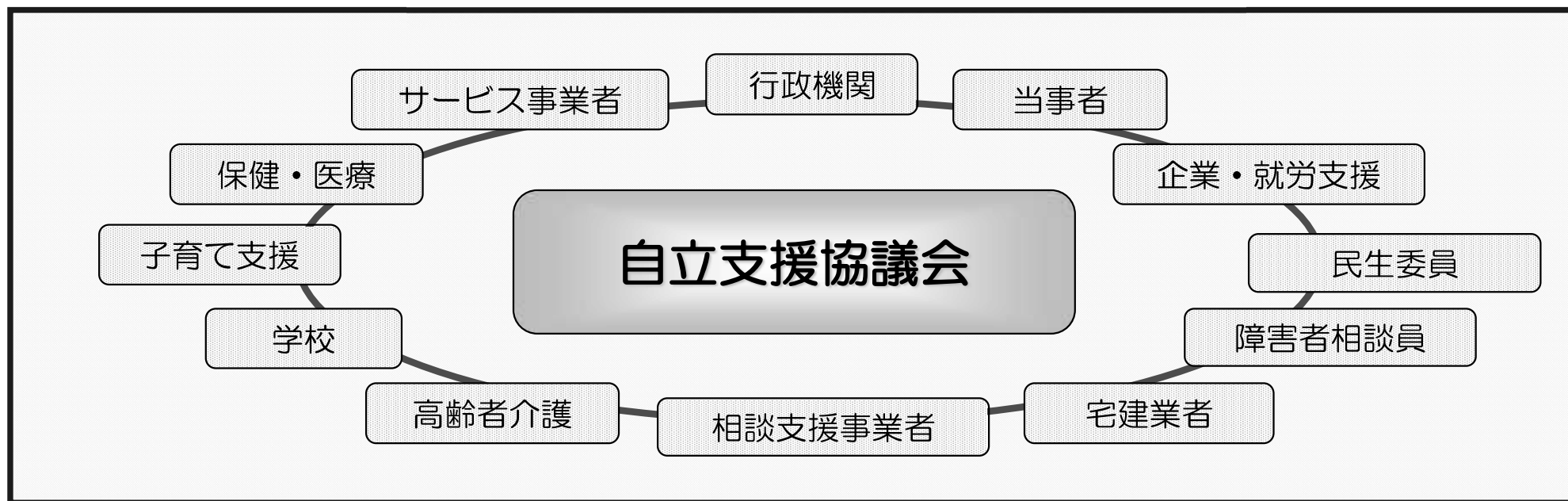
(障害者総合支援法に規定される協議会)

○自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていく重要な役割を担っているが、自立支援協議会の法律上の位置付けが不明確。

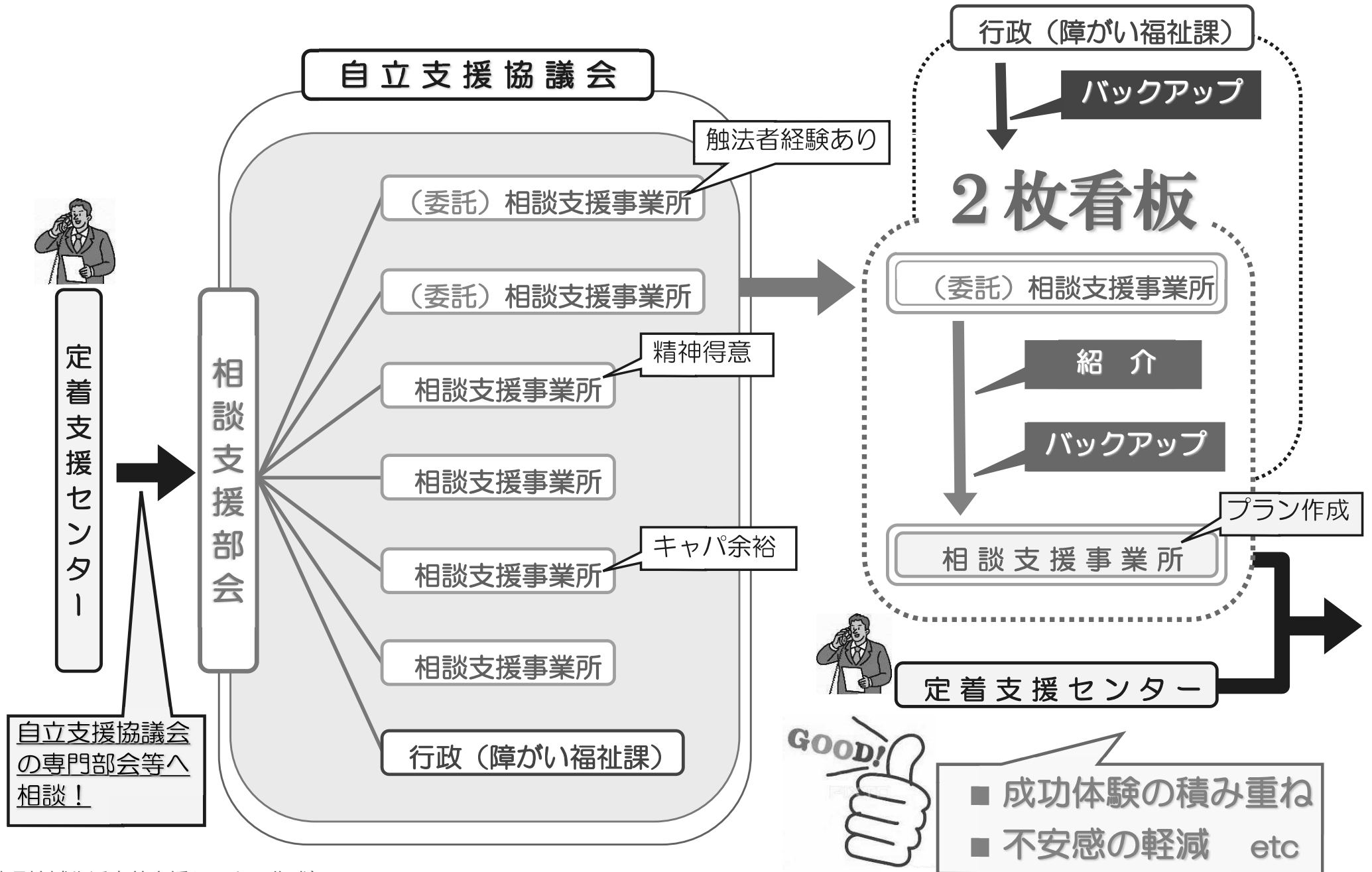
○今回の障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため『法定化』。

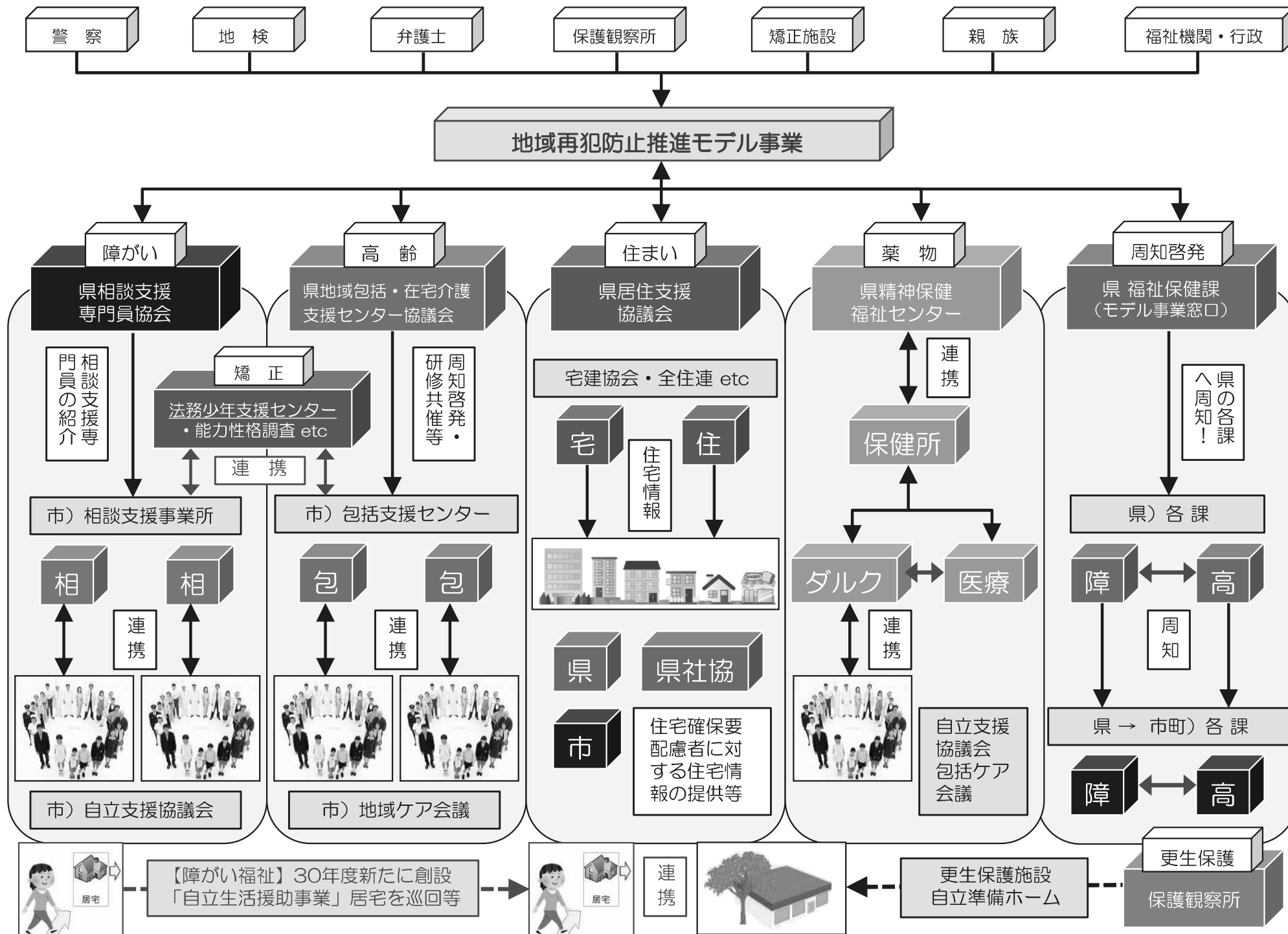
※今回改正により、都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。

【自立支援協議会を構成する関係者】



定着支援センターと『自立支援協議会 専門部会（相談支援事業所）』との連携 (イメージ・例)





地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の創設

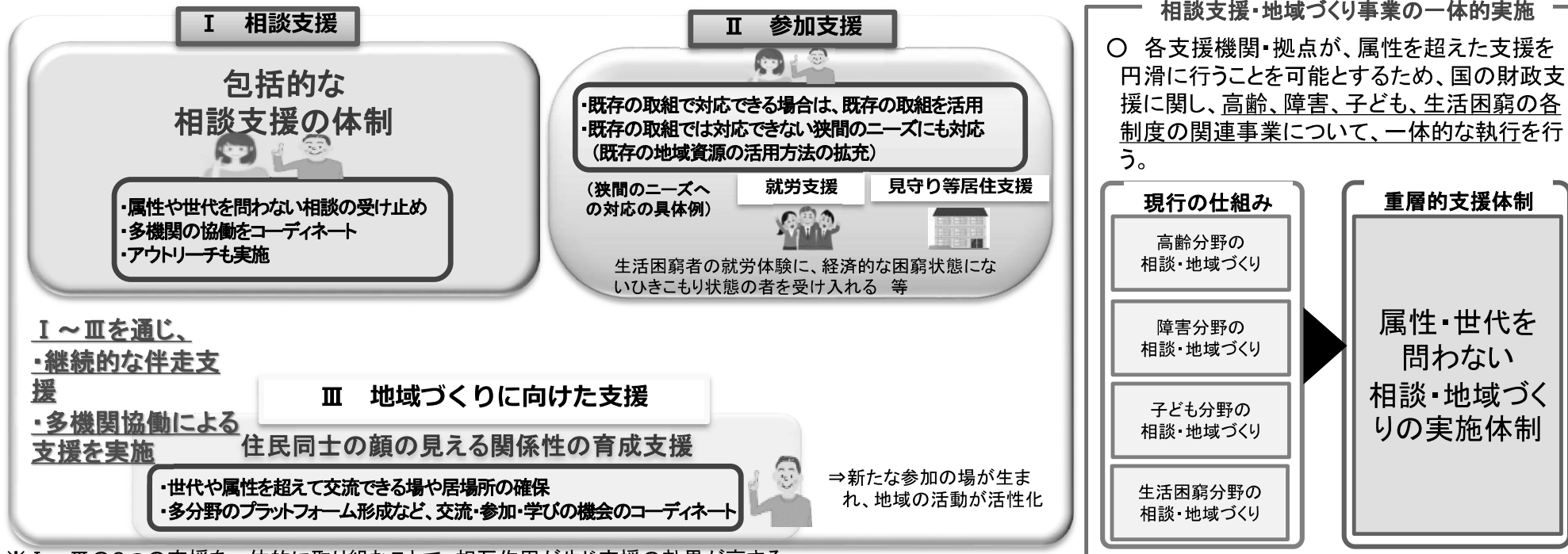
- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
- ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

(参考)モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151
R元年度:208 R2年度:279

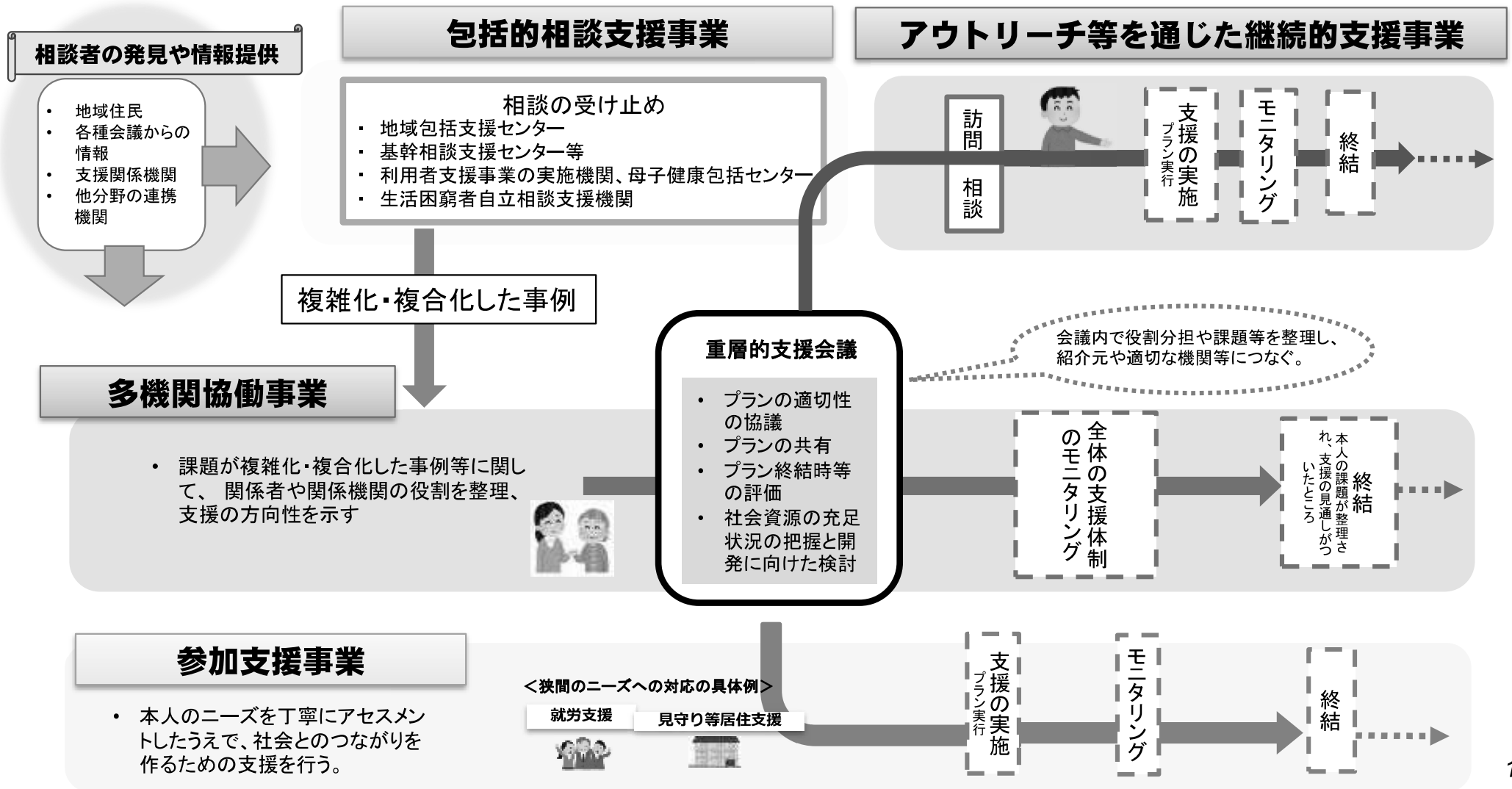
新たな事業の全体像



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
 (ア)狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
 (イ)地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づき生まれ、相談支援へ早期につながる
 (ウ)災害時の円滑な対応にもつながる

重層的支援体制整備事業の支援フロー（イメージ）

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。



令和3年度 重層的支援体制整備事業 実施自治体

北海道	七飯町
	妹背牛町
	鷹栖町
	津別町
岩手県	遠野市
	矢巾町
秋田県	大館市
埼玉県	川越市
	鳩山町
千葉県	松戸市
	市原市
東京都	世田谷区
	八王子市
神奈川県	逗子市
富山県	氷見市
石川県	小松市
福井県	坂井市
長野県	飯田市
愛知県	岡崎市
	豊田市
	東海市
	大府市
	長久手市

三重県	伊勢市
	名張市
	鳥羽市
	伊賀市
	御浜町
滋賀県	長浜市
	守山市
	米原市
大阪府	豊中市
	大阪狭山市
和歌山県	和歌山市
鳥取県	北栄町
島根県	松江市
	大田市
	美郷町
広島県	廿日市市
愛媛県	宇和島市
福岡県	久留米市
大分県	津久見市

令和3年度 重層的支援体制整備事業への移行準備事業 実施自治体

北海道	札幌市	栃木県	栃木市	神奈川県	鎌倉市	愛知県	名古屋市	奈良県	奈良市	高知県	高知市													
	釧路市		小山市		藤沢市		豊橋市		桜井市		四万十市													
	京極町		那須塩原市		小田原市		半田市		宇陀市		本山町													
	厚真町		さくら市		茅ヶ崎市		豊川市		三郷町		いの町													
	広尾町		那須烏山市		秦野市		稲沢市		田原本町		中土佐町													
青森県	平内町		市貝町	新潟県	村上市	知多市	高取町	王寺町	福岡市	福岡市														
	今別町		壬生町	富山県	関川村	阿久比町	吉野町	大淀町	大牟田市	八女市														
	蓬田村		野木町	石川県	富山市	東浦町	川上村	橋本市	古賀市	うきは市														
	外ヶ浜町		高根沢町	輪島市	高岡市	武豊町	鳥取市	米子市	倉吉市	糸島市														
	鱒ヶ沢町		那珂川町	白山市	金沢市	松阪市	倉吉市	八頭町	湯梨浜町	佐賀市														
	西目屋村	太田市	能美市	輪島市	桑名市	鳥取市	湯梨浜町	湯梨浜町	佐賀市															
	藤崎町	館林市	野々市市	白山市	鈴鹿市	鳥取市	湯梨浜町	湯梨浜町	長崎市															
	大鰐町	上野村	越前市	能美市	亀山市	鳥取市	湯梨浜町	湯梨浜町	長崎市															
田舎館村	みなかみ町	美浜町	野々市市	彦根市	島根県	湯梨浜町	湯梨浜町	熊本県																
岩手県	盛岡市	さいたま市	山梨県	甲州市	滋賀県	近江八幡市	栗東市	出雲市	岡山市	熊本市														
	岩泉町	狭山市	山梨県	甲州市		野洲市	栗東市	甲賀市	出雲市	岡山市	山鹿市													
宮城県	仙台市	草加市	長野県	長野市	京都府	高島市	野洲市	岡山県	総社市	熊本市														
	涌谷町	日高市		伊那市		野洲市	高島市	岡山県	総社市	美作市	山鹿市													
秋田県	能代市	ふじみ野市		駒ヶ根市	駒ヶ根市	大阪府	東近江市	東近江市	岡山県	美作市	熊本市													
	湯沢市	川島町		飯山市	飯山市		東近江市	竜王町	岡山県	西粟倉村	西粟倉村	合志市												
	鹿角市	木更津市		下諏訪町	下諏訪町	亀岡市	精華町	堺市	広島県	広島市	呉市	大津町												
	由利本荘市	野田市		富士見町	富士見町	精華町	堺市	堺市	広島県	広島市	呉市	大津町												
	井川町	柏市		原村	原村	堺市	堺市	枚方市	広島県	竹原市	尾道市	大竹市												
山形県	山形市	浦安市		飯綱町	飯綱町	大阪府	枚方市	枚方市	広島県	尾道市	大竹市	東広島市	宇部市	山口県	山口市	長門市	美祢市	小松島市	高松市	宇多津町	琴平町	伊予市	愛南町	
	天童市	中央区	岐阜市	岐阜市	枚方市		八尾市	高石市	阪南市	熊取町	太子町	姫路市	明石市	芦屋市	伊丹市	川西市	加東市	たつの市	徳島県	香川県	愛媛県			
福島県	福島市	墨田区	関市	恵那市	兵庫県	伊丹市	川西市	加東市	たつの市	徳島県	香川県	愛媛県	徳島県	香川県	愛媛県	徳島県	香川県	愛媛県	徳島県	香川県	愛媛県			
	須賀川市	目黒区	恵那市	美濃加茂市		伊丹市	川西市	加東市	たつの市	徳島県	香川県	愛媛県	徳島県	香川県	愛媛県	徳島県	香川県	愛媛県	徳島県	香川県	愛媛県			
	川俣町	中野区	美濃加茂市	静岡市	静岡市	浜松市	熱海市	伊豆市	函南町	小山市	吉田町	静岡市	浜松市	熱海市	伊豆市	函南町	小山市	吉田町	静岡市	浜松市	熱海市	伊豆市	函南町	小山市
茨城県	土浦市	江戸川区	静岡県	静岡市	兵庫県	伊丹市	川西市	加東市	たつの市	徳島県	香川県	愛媛県	徳島県	香川県	愛媛県	徳島県	香川県	愛媛県	徳島県	香川県	愛媛県			
	古河市	立川市		静岡市		静岡市	伊丹市	川西市	加東市	たつの市	徳島県	香川県	愛媛県	徳島県	香川県	愛媛県	徳島県	香川県	愛媛県	徳島県	香川県	愛媛県		
東京都	那珂市	三鷹市		静岡市		静岡市	伊丹市	川西市	加東市	たつの市	徳島県	香川県	愛媛県	徳島県	香川県	愛媛県	徳島県	香川県	愛媛県	徳島県	香川県	愛媛県		
	東海村	青梅市		静岡市		静岡市	伊豆市	函南町	小山市	吉田町	静岡市	浜松市	熱海市	伊豆市	函南町	小山市	吉田町	静岡市	浜松市	熱海市	伊豆市	函南町	小山市	吉田町
	調布市	調布市		静岡市		静岡市	伊豆市	函南町	小山市	吉田町	静岡市	浜松市	熱海市	伊豆市	函南町	小山市	吉田町	静岡市	浜松市	熱海市	伊豆市	函南町	小山市	吉田町
	小金井市	調布市		静岡市		静岡市	伊豆市	函南町	小山市	吉田町	静岡市	浜松市	熱海市	伊豆市	函南町	小山市	吉田町	静岡市	浜松市	熱海市	伊豆市	函南町	小山市	吉田町
	小平市	調布市		静岡市		静岡市	伊豆市	函南町	小山市	吉田町	静岡市	浜松市	熱海市	伊豆市	函南町	小山市	吉田町	静岡市	浜松市	熱海市	伊豆市	函南町	小山市	吉田町
	国分寺市	調布市		静岡市		静岡市	伊豆市	函南町	小山市	吉田町	静岡市	浜松市	熱海市	伊豆市	函南町	小山市	吉田町	静岡市	浜松市	熱海市	伊豆市	函南町	小山市	吉田町
	国立市	調布市		静岡市		静岡市	伊豆市	函南町	小山市	吉田町	静岡市	浜松市	熱海市	伊豆市	函南町	小山市	吉田町	静岡市	浜松市	熱海市	伊豆市	函南町	小山市	吉田町
	狛江市	調布市		静岡市		静岡市	伊豆市	函南町	小山市	吉田町	静岡市	浜松市	熱海市	伊豆市	函南町	小山市	吉田町	静岡市	浜松市	熱海市	伊豆市	函南町	小山市	吉田町
	多摩市	調布市	静岡市	静岡市	伊豆市	函南町	小山市	吉田町	静岡市	浜松市	熱海市	伊豆市	函南町	小山市	吉田町	静岡市	浜松市	熱海市	伊豆市	函南町	小山市	吉田町		
	西東京市	調布市	静岡市	静岡市	伊豆市	函南町	小山市	吉田町	静岡市	浜松市	熱海市	伊豆市	函南町	小山市	吉田町	静岡市	浜松市	熱海市	伊豆市	函南町	小山市	吉田町		

※233自治体

※令和3年度 国庫補助協議状況を踏まえて整理したもの（令和3年10月現在）

居住支援協議会の概要

- 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会※を設立
- 住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施

概要

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条第1項に基づく協議会

(1) 設立状況 108協議会が設立（令和3年5月31日時点）

- 都道府県（全都道府県）
- 市区町（63市区町）

北海道札幌市、旭川市、本別町、横手市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、豊島区、北区、中野区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、大田区、世田谷区、江戸川区、八王子市、府中市、調布市、町田市、西東京市、日野市、狛江市、多摩市、川崎市、横浜市、鎌倉市、相模原市、藤沢市、岐阜市、小海町、名古屋市、岡崎市、瀬戸市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、大牟田市、うきは市、中間市、熊本市、合志市、とくのしま（徳之島町・天城町・伊仙町）

(2) 居住支援協議会による主な活動内容

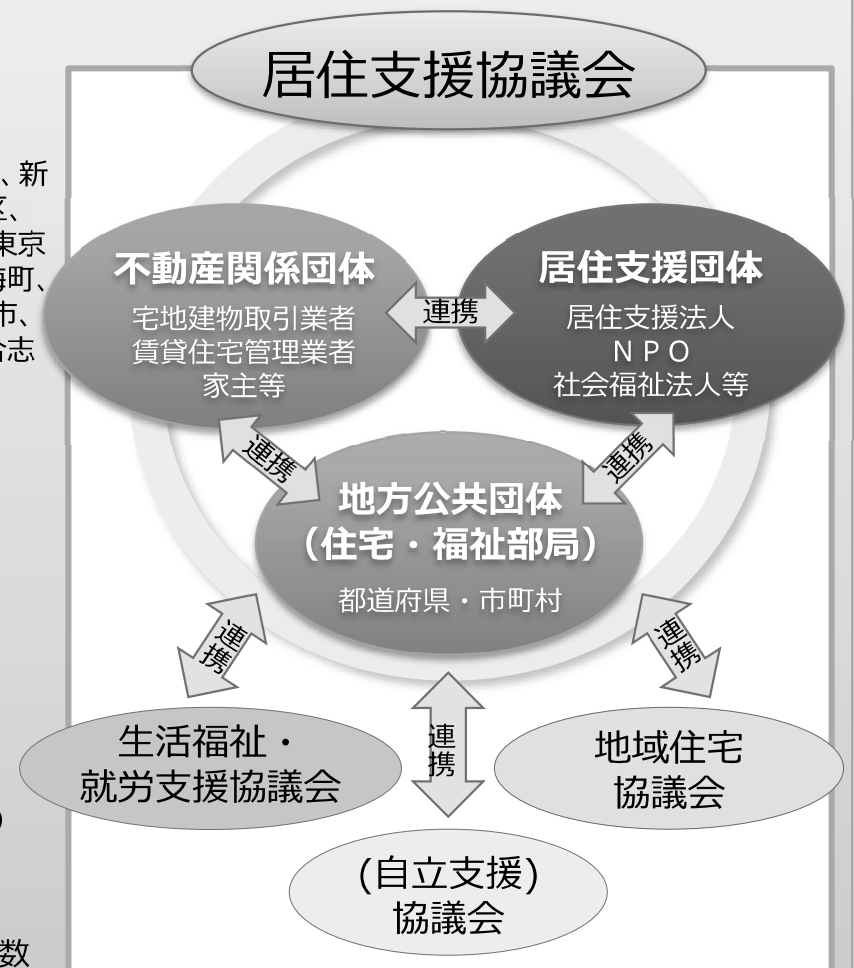
- ・メンバー間の意見・情報交換
- ・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
- ・住宅相談サービスの実施（住宅相談会の開催、住宅相談員の配置等）
- ・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
- ・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

(3) 支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援

〔令和3年度予算〕

共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業（10.8億円）の内数



居住支援法人制度の概要

居住支援法人とは

- ・居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
- ・都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人

● 居住支援法人に指定される法人

- ・NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）
- ・社会福祉法人
- ・居住支援を目的とする会社 等

● 居住支援法人の行う業務

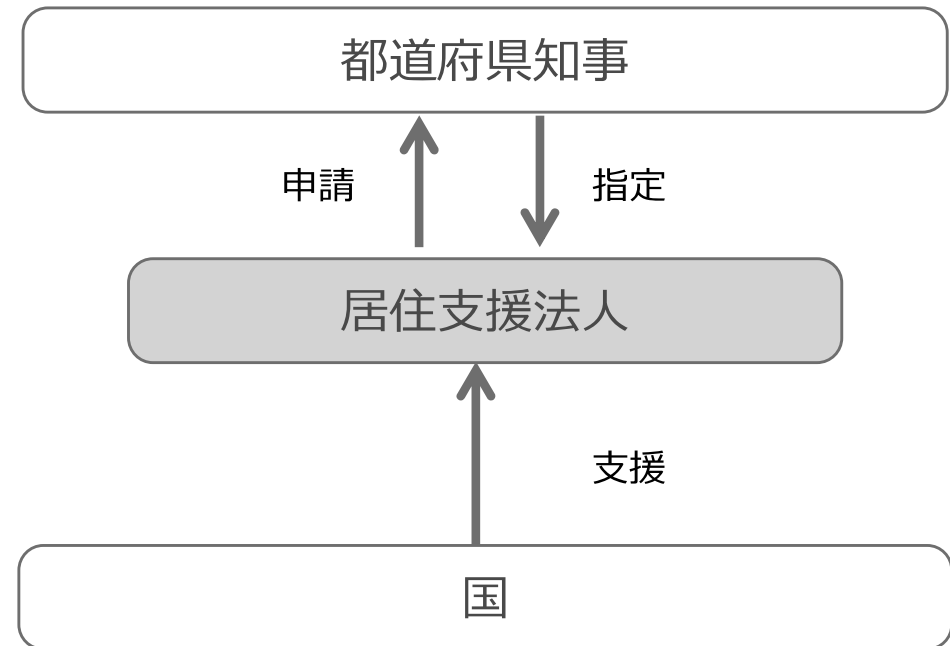
- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に附帯する業務

※ 居住支援法人は必ずしも①～④のすべての業務を行わなければならないものではない。

● 居住支援法人への支援措置

- ・居住支援法人が行う業務に対し支援（定額補助、補助限度額1,000万円等）。
- ・[R3年度予算] 共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業（10.8億円）の内数

【制度スキーム】



『再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）』の成立（平成28年12月）

平成29年12月「再犯防止推進法」に基づき、『再犯防止推進計画』が閣議決定

再犯の防止等の推進に関する法律

（地方再犯防止推進計画）

第八条

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

地方再犯防止推進計画等の策定状況 (R3.10.1現在)

※法務省調べ
(各都道府県、指定都市からの回答に基づく)

策定済み(条例の制定を含む) : **221** 団体

・都道府県 : **46** 団体

※ 奈良県は、「奈良県更生支援の推進に関する条例」を制定

・指定都市 : **16** 団体 ※ 以下太字

・その他の市町村(特別区を含む) : **159** 団体

※ 兵庫県明石市、奈良県奈良市及び五條市は、条例を制定

北海道・東北地方 (15市町村)

北海道 : 小樽市, 帯広市, 北見市
苫小牧市, 北広島市

岩手県 : 盛岡市

宮城県 : **仙台市**, 名取市, 多賀城市
大崎市

秋田県 : 秋田市, 男鹿市, 鹿角市, 大仙市

福島県 : 福島市

関東地方 (42市町村)

栃木県 : 宇都宮市, 栃木市, さくら市

群馬県 : 前橋市, 館林市, 富岡市, 安中市
嬬恋村, 明和町, 邑楽町

埼玉県 : **さいたま市**, 川越市, 越谷市, 朝霞市

志木市, 白岡市, 三芳町, 川島町, 吉見町
ときがわ町, 美里町

千葉県 : 南房総市

東京都 : 千代田区, 大田区, 中野区, 豊島区
八王子市, 府中市, 国分寺市, 福生市

武蔵村山市, 瑞穂町, 日の出町

神奈川県 : **横浜市**, **川崎市**, **相模原市**, 鎌倉市

藤沢市, 厚木市

座間市, 南足柄市, 開成町

近畿地方 (28市町村)

滋賀県 : 草津市, 野洲市, 甲賀市, 日野町

京都府 : **京都市**, 宇治市

大阪府 : **大阪市**, **堺市**, 豊中市, 高槻市, 茨木市

泉佐野市, 寝屋川市, 河内長野市

柏原市, 羽曳野市, 門真市, 摂津市

高石市, 藤井寺市, 交野市, 大阪狭山市

忠岡町

兵庫県 : **神戸市**, 明石市(※), 加古川市

奈良県 : 奈良市(※), 五條市(※)

※ 兵庫県明石市、奈良県奈良市及び五條市は、条例を制定

甲信越・中部地方 (33市町村)

【都道府県】

■ 策定済 ■ 協議会等で検討中

新潟県 : **新潟市**, 長岡市

富山県 : 高岡市, 砺波市, 射水市

石川県 : 金沢市, 七尾市, 小松市

福井県 : 大野市

山梨県 : 小菅村

長野県 : 松本市, 岡谷市, 須坂市, 千曲市

岐阜県 : 岐阜市, 多治見市, 美濃市, 美濃加茂市, 土岐市

各務原市, 瑞穂市, 富加町, 七宗町, 白川町

静岡県 : **静岡市**, **浜松市**, 御殿場市

愛知県 : 豊橋市, みよし市

三重県 : 四日市市, 伊勢市, 名張市, 多気町

中国・四国地方 (44市町村)

鳥取県 : 米子市

島根県 : 松江市, 大田市, 安来市, 邑南町

岡山県 : **岡山市**, 久米南町

広島県 : **広島市**, 三原市, 尾道市, 大竹市

廿日市市

山口県 : 下関市, 宇部市, 山口市, 防府市

下松市, 岩国市, 光市, 柳井市, 美祢市

周南市, 周防大島町, 和木町, 平生町

徳島県 : 小松島市, 阿南市, 東みよし町, 上板町

香川県 : 高松市, 丸亀市, 善通寺市, 宇多津町

愛媛県 : 松山市, 今治市, 新居浜市, 西予市

東温市, 内子町, 松野町, 愛南町

高知県 : 室戸市, 香南市, 梲原町

九州地方 (13市町村)

福岡県 : **北九州市**, 春日市

宇美町, 志免町

佐賀県 : 吉野ヶ里町

長崎県 : 西海市, 雲仙市

熊本県 : **熊本市**

宮崎県 : 川南町, 日之影町

五ヶ瀬町

鹿児島県 : 奄美市

沖縄県 : 北大東村

※離島を除く

